



Title	大阪府保健所栄養士業務について
Author(s)	水田, 文子
Citation	makoto. 1980, 29, p. 8
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/86114">https://doi.org/10.18910/86114</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 「大阪府保健所栄養士業務について」

大阪府茨木保健所

主查水田文子

大阪府の保健所に所属する栄養士は、現在35名で、支所、保健所合せて29カ所のうち、6保健所を除き一職一名の配置である。

専門的介護用栄養士業務は、児童の栄養指導及び食糧難の中での栄養改善が主流であったが近年では、成人病を中心とした慢性疾患に対する栄養指導及び一步進めて、成人病予防、更に積極的に健康増進のための栄養指導業務へと大きく変化しつつあります。

(1) ① 乳幼児期における栄養指導業務

② ①の出発点であり、その食生活が一生の健康を左右するといっても過言ではない。この時期から

虫歯、肥満等を予防し、健全な発育のため、食生活の知識を指導し、将来的成人病予防をふまえ、食習慣を啓発普及する。

心身共  
適正な  
来に於  
てよい  
な時期である。又将来に備えて  
栄養知識を充分身につけること  
が必要である。従つて、健康増進  
及び成人病予防等保護者への  
啓発もさることながら、教育課

(B) 特に女性は、妊娠、出産への影響が大きいので貧血（予防）教室等開催し健康増進をはかる

(C) 給食関係者に対し研究会、講

期に進行する高血圧症、心臓病、糖尿病等の成人病や肝疾患及び肥満、貧血を予防し健康の維持増進をはかることを目標として栄養指導を実施する。

(A)栄養指導車、保健栄養学級講座、健康増進教室等を通じて栄養知識の普及をはかる。

には大きな個人差がみられるが、これらの老化現象の遅延及び壮期に進行する高血圧症、心臓病、糖尿病等の成人病や肝疾患及び

さらに成人病予防のための健康づくりの普及が必要である。

環境の中では不摂生になり易く、慢性疾患の下地がつくられる。

(A) 問題を持つ乳幼児の保育者に  
対して必要に応じて指導する。  
(B) 児童福祉施設の管理者及び給  
食担当者に對して指導する。  
(2) 成長期における栄養指導業務

(1) 目標「心身共に健全な発育」  
成長期（6～15才）は発育盛  
りであり身体が形成される重要

(1)目標「健康な身体をつくり体力を養う」

青年期（16～24才）は壮年期老年期の健康を左右する大切な時期である。個々の生活環境の変化や栄養知識の欠如によって起る貧血、やせ、肥満を予防するために、適正な栄養摂取及び

(D) 給食施設を巡回指導し給食内容の充実をはかる。  
④壮年期における栄養指導業務  
①目標「健康の維持増進、成人病予防」  
壮年期（25～65才）はライフサイクルの中でも最も充実した活

(P)個別指導

(A)各種検診の結果、疾病のきざしのある者及びその家族に対し指導する。

(B)給食施設を巡回し、給食内容の充実をはかる。

⑤老年期における栄養指導業務

(4頁へ続く)

(A) 問題を持つ乳幼児の保育者に会を育成する。

(B) 問題を持つ幼児の保育者に対しては、その問題別に例えば肥満児教室等実施する。

(C) 保育所、児童福祉施設等研究会を実施する。

(D) 個別指導

成長期の栄養指導は、教育委員会、学校等教育機関が中心となり系統的に教育過程の中で包括されて実施されるべきであり、保健所はその技術援助の立場で協力する。

③青年期における栄養指導業務

(1)目標「健康な身体をつくり体

(A) 疾病のきざしのあるものについては、疾病に応じ指導する。

(B) 施設の管理者及び衛生管理者に対し、寮生及び従業員の正しい食生活について指導する様に働きかける。

(C) 栄養士の居ない施設には栄養士の充足を促す。

くり、婦人の健康づくり事業に協力し、食生活改善推進員を通じて栄養知識の普及をはかる。  
(B) 病気のきさしのある人に対しても、各種成人病教室を開催し成人病予防に必要な知識の普及をはかる。

(イ) 集団指導

(A) 指導に適した時期に、離乳食講習会、児童教室を実施する。

(B) 問題を持つ児童の保護者に対しては、その問題別に例えば肥満児教室等実施する。

(C) 保育所、児童福祉施設等研究会を育成する。

校栄養士との協調が必要である  
(2)指導方法  
成長期の栄養指導は、教育委員会、学校等教育機関が中心となり系統的に教育過程の中で包括されて実施されるべきであり保健所はその技術援助の立場で協力する。

上をはかる。

(ア)個別指導

(A) 疾病のきさしのあるものについては、疾病に応じ指導する。

(B)施設の管理者及び衛生管理者に対し、寮生及び従業員の正しい食生活について指導する様に働きかける。

(1) 集団指導

(A) 市町村の実施する国民健康づくり、婦人の健康づくり事業に協力し、食生活改善推進員を通じて栄養知識の普及をはかる。

(B) 病気のきさしのある人に対しでは、各種成人病教室を開催し成人病予防に必要な知識の普及

(1) 目標「心身共に健全な発育」  
成長期（6ヶ月～15才）は発育盛りであり身体が形成される重要な

田其のものと満足する  
変化や栄養知識の欠如によつて  
起る貧血、やせ、肥満を予防す  
るために、適正な栄養摂取及び

（1）目標（優良の維持増進成り）  
病予防」

⑤老年期における栄養指導業務  
の充実をはかる。

(8頁より続く)  
(1)目標「健康の維持増進、成人病予防」  
何才から老年期にするか難か  
しいが単に体力の老化が目立つ

年令を便宜上老年期と呼び体力の低下を防ぎ健康に過ごすため  
に老人特有の生理機能と生活行動を充分理解した上で健康の維

持増進、成人病予防をはかることを目的として栄養指導を行う。  
(2)指導方法

市町村、地区組織が行う事業  
に協力し技術援助を行う。  
以上、それぞれの栄養指導について述べたが、『自分の健康は自分で守る』ことを基本とし

健康増進の為の一手段として栄養改善指導を、押し進めて行きたいと考えます。

(大阪府保健所  
栄養士研究会会長)